

国 自 整 第 56 号
令 和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について
(依頼)

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に供する自家用車の車両整備管理については、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて(令和6年3月29日付け、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)」3.(3)に基づき、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下単に「通達」という。)」において定めたところ。

通達2.(1)において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく検査(以下「継続検査」という。)に加えて通達に基づく年次検査(以下単に「年次検査」という。)を行い、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、通達2.(4)において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)の自動車検査官(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

このうち、自動車機構における年次検査については、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から運輸支局及び自動車検査登録事務所(神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。)の窓口における取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査の実施に協力されたい。

記

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応

(1) 年次検査に関しては、自動車機構と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

- (2) 年次検査を含む検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、年次検査は予約により行うことを原則とする。
- なお、予約台数の設定については、継続検査の予約台数を考慮に入れたうえで、必要に応じて自動車機構との協議により行うものとする。
- (3) 自動車機構における年次検査並びに当該年次検査の予約及び予約確認は、継続検査に準じた方法(検査の予約確認及び運輸支局等から自動車機構への審査依頼(以下「検査受付業務」という。)を職員に代わり行う装置による検査受付業務を含む。)により行われることから、年次検査に際し、運輸支局等の窓口において自動車機構が定める年次検査受検申出書(以下「申出書」という。)の提出があったときは、申出書、自動車検査証、自動車検査票に不備(年次検査受検申出書又は自動車検査票に自動車機構が定める年次検査の手数料額の自動車審査証紙の貼付が確認できないものを含む。)がないことを確認したうえで、申出書の予約確認欄に官署及び日付を表示した印を押印して予約確認を行うものとする。
- (4) (3)による予約確認を行う際には、申出書、自動車検査証及び検査票を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

以上